

令和7年度 人権教育学校全体計画

学校名：県立つくば特別支援学校

教育関係諸法規等 ・日本国憲法 ・教育基本法 ・学校教育法 ・県教育の目標 ・県人権施策推進基本計画 ・学習指導要領		学校教育目標 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援や指導を行い、自立と社会参加を目指した「生きる力」を育む		実 態 ・基本的生活習慣、対人関係やコミュニケーション面の能力も多様で、各自の目標に向かって努力している児童生徒が多い。 ・障害特性に応じて、体験的な活動を通して生活の中で活かせる力を身につけられるよう学習している。	
人権教育目標 ・教育活動全体を通して人権教育の精神を培い、人権に関する正しい理解と知識を深める。また、偏見や差別等の実態を知ることによって身近な問題としてとらえ、互いに尊重し合う望ましい人間関係を築こうとする態度の育成に努める。					
本校の人権教育の視点 ・自己の障害を受容しながら、積極的に社会参加しようとする力を養う。 ・自分の考えや気持ちを適切に表現するコミュニケーション能力を養う。 ・自他のよさや個性を理解し、自他の要求を共に満たせる解決方法を見出す態度を養う。					
小学部目標 ・積極的に友達や教師とかかわろうとする意欲を高める。 ・自分や相手を大切に思う心を育てる。		中学部目標 ・様々な交流や体験を通して、互いに理解を深めたり、経験を広めたりして社会性を養う。 ・自他のよさや個性を理解し、尊重する態度を育む。 ・相手の立場になって考える態度を養う。		高等部目標 ・実習など自分の進路と向き合うことで、自立への意欲を高めるとともに、積極的に社会参加をしようとする意欲を養う。 ・互いを個人として尊重する態度を育み、豊かな人間関係を築いていくためのコミュニケーション能力を養う。 ・自己と他者の違いを認め、共感しあえる関係を育てる。	
各教科等					
各教科・道徳		特別活動	自立活動	総合的な学習の時間	
人権課題別指導のねらい 〈性差別〉 性教育と関連して扱いながら、男女の特性を尊重し合って協力する態度を育てる。（性的マイノリティサポートチームを中心に取り組む。） 〈子ども〉 交流等の体験活動を継続することで、お互いに相手から学び合う態度を育てる。 〈高齢者〉 地域交流を通し、高齢者のもつ豊かな経験や知識を学び、高齢者を尊重する態度を育てる。 〈障害者〉 自己の障害を受容し、障害の有無にかかわらず誰とでも対等に共に生きる力を育てる。 〈同和問題〉 障害者問題と同和問題に関する共通な課題について理解と認識を深める。 〈外国人〉 ワールドキャラバン等の外国人派遣事業を通して、文化や価値観の違いを理解し、尊重する態度を養う。 〈インターネット〉 コンピュータの利用に関する情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルについての理解を深める。（インターネットの危険性に関する教室等を活用する。） 〈その他（感染症、犯罪被害、性的指向、北朝鮮拉致問題、東日本大震災に起因する偏見等）〉					
職員の研修 ・人権感覚の向上を図るため、組織的・継続的な研修を計画する。 ・全職員が共通理解して人権教育を推進する。		家庭・地域への啓発 ・授業参観、学校開放事業、交流及び共同学習、広報誌などにより児童生徒の教育に資する。			